



〒157-0072  
東京都世田谷区祖師谷3-4-7  
TEL 03-5429-1096  
URL <https://ilg.jp>

# 司法書士法人相続法務

(東京司法書士会会員 法人番号11-00511)

常識にとらわれない司法書士 門脇紀彦

2025年

No.01



## 前例のないことにも屈しない 家族みんなの想いをカタチにする。

成年後見制度は認知症や精神的障害を持つ方々を法的に守り支援する重要な制度ですが、複雑さもあり利用が進みにくい面があります。手続きの煩雑さや費用負担、希望した成年後見人が選ばれない可能性などがその一因と言われています。

ご本人の置かれている状況や、ご家族との関係性、背景などをできる限り理解し、ご本人の利益を尊重しながら、より良い方法を見つけ出したいと思っています。固定観念に縛られずに柔軟な視点で、全力でチャレンジして参ります。

諦める前に、まずはご相談ください。

司法書士 門脇紀彦

### 事例紹介 ケース1

#### 認知症の祖母が所有する土地に、ローンを組んで自宅建築

住宅メーカーさんからの紹介でした。

認知症のおばあちゃんが所有している空き地に、お孫さんが住宅ローンを組んで自宅を建てたいという相談でした。

おばあちゃんは、お話をすることが困難で金融機関との契約は難しい状況。通常、後見人が選任されてしまうと、本人の不利益になる行為はなかなか認められません。今回の件は、孫が更地に家を建てることによって土地の利用が制限され、土地の価値が下がります。



さらに孫がローンを組むことになると、おばあちゃんの土地を担保に提供しなければなりません。これら2つの不利益な効果が生まれてしまうわけです。後見人を選任して“本人の代理人として建築すること”を認めてもらうには難しい状況です。

しかしながら、おばあちゃんは元気な時から「孫が結婚する時に、この土地に家を建てて欲しい」と自宅の隣の土地を孫のためにとっておいたそうです。ようやくお孫さんが結婚し、自宅を建てたい！となった時にはすでに認知症を患っていました。私は何とかしたいと思い、おばあちゃんのお子さん（推定相続人）に話を聞きに行くことに…。お子さん全員が“おばあちゃんの望み”を認識し、建築にも賛成すると言ってくれました。また、お孫さんが家を建てることでおばあちゃんの隣に住み、見守りやお世話も出来るようになるので、お子さんたちもそれを望んでいることが分かりました。

そこで、後見人候補者として当事務所を挙げてもらい、家庭裁判所にこの状況を詳細なレポートで伝えたことにより、当事務所の選任はもちろん、建築すること及び担保提供者になることのできることを得ることができました。



司法書士法人

相続法務

## 認知症の母と住む自宅が老朽化。自宅を売却し、新たにマンション購入

認知症になったお母様と娘さんが住むご自宅はかなり老朽化していました。お母様の介護をしているため、2階はほとんど使えておらず、不便な点が多くありました。また自宅は駅から近い戸建てでしたが、容積を使っておらず、資産価値の割に上手く活用ができていない状況でした。

バリアフリーマンションの方がワンフロアで介護もしやすいため、今の戸建てを売却し、マンションを購入をしようと考えました。ただ、後見人を選任すると、自宅の売却は出来るものの、「新たにマンションを購入する」



ということが認められるかどうか難しい状況。というのも、マンションには娘さんの家族も住むことになるので、本人にとっては不必要に広いマンションになってしまうからです。お母様は「出来るだけ自宅で過ごしたい」と日々おっしゃっていたそうで、家族もその希望を叶えようと自宅での介護を懸命に行なっていました。この件も、当事務所を後見人候補者に挙げてもらい、家庭裁判所に状況を詳細に伝え、さらに推定相続人にも上申書を記載してもらうことにより当事務所が後見人に選任され、自宅の買い換えをすることができました。

## 夫の遺産分割協議のために、一時的に後見人を選任



高齢のご両親のうち、どちらか一方が亡くなられる際、遺された方がすでに認知症になっているケースは少なくありません。

相続税の申告が必要な場合、遺言書がなければ遺産分割協議をする必要があります。ところが配偶者が認知症だと遺産分割協議ができず申告ができません。遺産分割協議を行うためには、後見人を選任する必要があります。その場合、

①配偶者の法定相続分を確保しなければいけない。

②子どもたちは利益相反になる立場なので、後見人に子どもが選ばれたとしても特別代理人が必要になるか、後見人に専門職が就いてしまう。

専門職が就くとその後の後見人報酬が多額になることが予想されます。遺産分割協議だけで終われば良いのですが、その後の財産管理は本人が亡くなるまで続いてしまいます。

そこで、後見人候補者として当事務所と子どもの両方を挙げ、両者とも選任してもらうことができました。そして当事務所は、**「遺産分割協議が終わった段階で、後見人を辞任する」**という手続きを行ないます。後見人はお子さんにバトンタッチ。そうすることでランニングコストがかからなくなります。ただし、上記の①の法定相続分を確保するというのはどうしても逃れられません。それは配偶者が主張出来る権利を放棄することになるからです。その場合、法定相続分は確保するものの、その後の二次相続が進めやすいような分割協議をするようにしています。

令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」によると、成年後見制度は、「本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応することとともに、本人の意思決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人が選任される必要がある」とあり、客観的な権利擁護はもちろん本人の主観を尊重することが後見人には求められています。本人が元気であればどう思っていたか、もしくは認知症になった後でも本人が意思を発信できるのではあればそれを適切に読み解いて、法的な行為を行うのが専門職の代理人として行うべき後見事務だと考えます。

当事務所ではこの考え方に則り、本人の利益を尊重しながらも本人が思う家族像も考慮して家族関係を良好にし、次の世代に円滑・円満に承継できるよう心がけております。

子どもを思わない親はいないと思いますし、そう信じています。家族関係を良好にして次の世代に引き継ぎたいと願うのが常だと思います。多くの家族を見てきた専門家として、より良い家族関係の構築をお手伝いをするのは職務だと考えています。この理念に基づき、当事務所は成年後見制度を活用しお客様に貢献したいと思います。

